

多様で特色ある県畜産物の生産消費促進事業
(採卵養鶏・養豚 ICT等技術導入支援メニュー)

Q & A

令和4年4月1日時点

1. 手続き関係

Q1 「畜産クラスター事業」といった ICT 機器等を導入できる事業と本事業とは併用することができるか。

A1

本事業で行おうとする取組が、畜産 ICT 事業等の国や県の他事業での取組と同一である場合には、重複して事業を活用することはできません。

一方で、取組が異なる場合、それぞれの取組ごとに事業を活用することは可能です。

Q2 受益生産者に同一の対象機器等を複数台整備させることはできるか。

A2

可能です。

Q3 1つの受益生産者が、異なる複数種類の事業対象機器等を導入することは可能か。

A3

可能です。なお、異なる複数種類の事業対象機器等を整備する受益生産者への事業については優先的に採択します。

Q4 事業実施主体の成果目標及び成果目標値、受益生産者の取組目標及び取組目標値はどのように設定すべきか。また、目標最低基準値はあるか。

A4

事業実施主体は、当該事業実施主体を構成する各受益生産者が設定する取組目標の大別を成果目標とし、各受益生産者の取組目標の平均値を各成果目標値として設定してください。

なお、構成する受益生産者の取組目標の大別が、次の成果目標(1)又は(2)のいずれかのみに偏る場合には、そのいずれかの成果目標のみを設定することで構いません。

成果目標(1) 生産性の向上

事業実施主体を構成する各受益生産者の取組目標は、次に掲げる各号のいずれかとしてください。成果目標値、取組目標値は「5%以上」としてください。

取組目標

ア 生産量の増

(ただし、銘柄等一定の取引規格が定められている生産物については、その規格を満たす生産量の増としてもよい。)

イ 家畜の事故率の低減

ウ 枝肉上物率の向上

(整備しようとする機械機器等の対象畜種が豚の場合。)

エ 売上の向上

成果目標(2) 労働量の低減

事業実施主体を構成する各受益生産者の取組目標は、次に掲げる各号のいずれかとしてください。成果目標値、取組目標値は「10%以上」としてください。

取組目標

ア 労働時間の低減

イ 作業に要する従事者の人数の減

(ただし、整備しようとする機械機器等が目的とする特定の作業に限る。)

Q5 受益生産者が「生産量の増」を取組目標と設定する場合、「ただし、銘柄等一定の取引規格が定められている生産物については、その規格を満たす生産量の増としてもよい。」とあるがどういうことか。

A5

本事業の趣旨は、多様で特色ある県畜産物の持続的な生産を推進することですので、銘柄(ブランド)等規格品の定時定量安定供給に寄与する生産性の向上は評価対象となります。

例えば、特定の銘柄(ブランド)として肥育豚を出荷しており、その銘柄の規格として枝肉の格付けが「上・中のみ」と規定されている場合に、当該銘柄としての出荷頭数を増やすことも評価対象となります。この場合、受益生産者の当該銘柄以外を含む出荷頭数全体としてみたときに増となっていなくても構いません。

ただし、銘柄名やその取引規格等の内容がわかる資料、前年(令和4年度事業であれば令和3年)及び目標年度における当該銘柄としての取引実績が確認できる資料を提出していただきます。

Q6 受益生産者が「労働時間の低減」を取組目標と設定する場合、総労働時間に変化がなくとも、対象機器等の導入によって関係する作業の労働時間を低減できる場合には評価対象として良いか。

A6

対象機器等の導入によって総労働時間が変化する場合と、当該機器等の用途・目的となる作業の労働時間が低減する場合、そのどちらも想定されることから、評価にあたっては、総労働時間又は導入機器等の用途・目的となる作業の労働時間のどちらとしても構いません。

ただし、前者と後者どちらを評価対象とするか、実施要領別紙様式第1号-1 事業計画書の2の備考欄にその旨を記載してください。

なお、「労働時間の低減」を目標値とする場合には、前年（令和4年度事業であれば令和3年）の労働時間実績や事業完了後の労働時間を客観的に確認できる作業日誌、労務管理表等の資料を準備し、成果報告時及び運用状況報告時に提出してください。

Q7 受益生産者が「作業に要する従事者の人数の減」を取組目標と設定する場合、従業員の雇用人数の減を評価対象として良いか。

A7

取組目標を「作業に要する従事者の人数の減」とした場合には、対象機器の導入による効果が評価の対象であることから、受益生産者の経営上雇用している従業員の人数の減は評価対象になりません。導入機器等の用途・目的とする特定の作業に限った従事者の人数の減としてください。

例：デジタル目勘を導入した結果、出荷豚の体重測定作業に携わる従事者を5名から2名に減じることができた 等の成果が評価対象となります。

Q8 1つの受益生産者が取組目標を複数設定することができるのか。

A8

可能ですが、設定した全ての目標について成果の達成及び運用状況報告等が求められますので注意してください。導入機器等の種類に応じて成果の把握が可能で、明確に報告として示すことが可能な目標を設定するようにしてください。

Q9 附帯事務費については、定額ということだが、事業実施主体から団体等に取りまとめを依頼する場合、附帯事務費の全額を団体等への委託費にあてることは問題ないか。

A9

附帯事務費は、事業実施主体の事業の実施に附帯するものであるため、事業実施主体の数及びその構成する受益生産者の戸数に応じて、割り当てます（事業計画承認時）。その割当の範囲内であれば、事業実施主体は割当の範囲内で取りまとめを依頼する団体等に対し、事務を委託することができます。

Q10 受益生産者の要件はあるのか。

A10

実施要領の第2の2に定める要件を満たした者が受益生産者となります。県外の大企業等が経営の決定権の大半を占める法人は、本事業の趣旨及び財源にそぐわないことから、概ね次の要件をすべて満たした者を受益生産者として想定しています。

- ・ 養豚あるいは採卵養鶏を主たる事業として営む者であること
- ・ 採卵養鶏では、採卵鶏成鶏の飼養羽数が20万羽未満の者
- ・ 養豚では、豚の飼養頭数が1万頭未満の者
- ・ 法人においては、法人登記の本店所在地が県内であること
- ・ 法人においては、中小企業基本法上の中小企業者、小規模企業者の範囲に該当するもの
- ・ 法人においては、みなし大企業を除く
- ・ 法人においては、県外に本社を置く企業の出資比率が2分の1以上のものを除く

Q11 見積り徴収については、手続きのどのタイミングで実施すればよいか。

A11

見積依頼については、交付決定前に実施することができます。したがって、交付申請時に添付された見積書が交付決定後においても有効である場合には、その見積書を以て事業を実施することができ、交付決定後に改めて見積書を取り直す必要はありません。

Q12 申請書の提出について、事業実施主体が県内で広域的に事業を行っている場合に、家畜保健衛生所等の管轄に応じて受益生産者毎に書類の写しを仕分けて家畜保健衛生所等へ提出しなければならないのか。

A12

事業実施主体が県内で広域的に事業を行っている場合には、事務負担を軽減するため、本申請前の段階で、全構成受益生産者の申請書類を一括して畜産課まで事前提出をしてください。畜産課において、受益生産者毎に管轄の家畜保健衛生所等に申請書類原本を送付し、各公所に申請書類の確認や指導、調整を依頼します。事業実施主体は各公所と調整の上、本申請の際は、各公所を経由して申請書を提出してください。

本申請の際は、受益生産者の管轄公所ごとに提出書類を分けて用意する手間が想定されるので、管轄によらず、全受益生産者分を含む書類一式を各公所に提出しても構いません。

なお、計画変更、変更承認申請については、変更のある受益生産者の管轄公所のみを経由して提出してください。その他の関係公所については、畜産課から情報提供と通知を行います。

Q13 実施要領別紙の受益生産者が記載する実績報告（別紙様式第2号）について、「2 消費促進活動支援メニュー補助金の活用状況」とあるがその意味は。

A13

「多様で特色ある県畜産物の生産消費促進事業」は、生産部門への支援として本ICT等技術導入支援メニュー、消費部門への支援として消費促進活動支援メニューの2本の補助金メニューから成っています。

食品産業との連携を強化して、県銘柄畜産物の持続的な地産地消を推進することが本事業の主たる目的です。

消費促進活動支援メニューは、県内独自の銘柄畜産物やその加工品を利用した商品を販売会で販売する場合に、その販売会の出展に係る経費を支援する補助金です。

一般的な小売店や食品を製造販売する事業者のほか、6次化生産者等自ら販売を行う生産者の方も利用することができます。生産者自らが活用するほか、取引関係のある食産業事業者の方に本補助金の活用を勧めいただくことも、持続的な地産地消につながる意欲ある活動です。銘柄畜産物を生産している受益生産者は、積極的な活用あるいは周知に努めるよう

お願いします。

なお、食産業事業者としては、次の事業者が想定されます。

- ・精肉店
- ・小売店
- ・飲食店（弁当やテイクアウト可能な惣菜類を販売している場合は、出展が可能）
- ・パン屋（原料に特定銘柄を使用している場合）
- ・菓子店（原料に特定銘柄を使用している場合）
- ・銘柄に係る生産者団体、協議会等

また、消費促進活動支援メニュー補助金を活用した販売会出展が行われた場合、販売された銘柄畜産物の生産者あるいは関係団体等へ、今後の取引に役立てられるよう、販売実績（販売者、業態、商品の概要、消費者の反応、今後の銘柄畜産物の取扱い意向等）を県から情報提供します。

2. 補助対象経費について

Q1 既に整備しているICT機器等を、本事業により買い替える（更新する）ことはできるか。

A1

原則として既に整備された機械機器等の単なる取替え更新を目的として購入は、補助対象外です。

ただし、採卵養鶏における、異常卵検査装置及びひび卵検査装置の整備については、更新により性能が大きく向上することが見込め、労働生産性の向上に十分資すると認められる場合に限り、補助対象とします。この場合、既存装置の性能と希望する装置の性能が比較できる資料（カタログ、製品仕様書等）の提出が必要です。

Q2 機器等の整備にあたって、資材の購入費は補助対象となるか。

A2

例えば、②畜舎環境制御システムの導入に併せて必要となるカーテン等の購入・設置費や③畜産設備機器等連携システム（ダッシュボードシステム等）の導入に併せて設置が必要となる流量計やセンサーの購入費用や設置費は、導入機器等と一体的な設備とみなされることから、「機器等整備費」として補助対象となります。

ただし、モニタリングセンサー等の併せて購入する周辺装置等については処分制限期間（5年間）を考慮した上で、本補助金を活用するか検討して下さい。

なお、処分制限期間未満で故障等により導入機器等が使用できなくなった場合は、導入機器の修繕又は代替え機器の購入により、事業完了から5年間は使用するようお願いします。万が一、修繕不能かつ代替え品購入ができず、運用状況報告が不可能な場合は、その旨を事業実施主体は速やかに報告してください。なお、事業参加者の取り扱いに問題がある場合は代替機器の導入、又は補助金の返還が必要となる場合があります。

また、機器等の導入のために行う場合であっても、畜舎等の設備の改修に要する経費は補助対象外です。

Q3 パソコンやタブレット等は補助対象になるか。

A3

汎用性があり、目的外使用になり得るもの（事務用PC、プリンター、文書作成ソフトウェア、タブレット端末、スマートフォン、Wi-Fi 設備（ポケットWi-Fi 含む）、ルーター、デジタル複合機、ハードディスク、WEBカメラ、ヘッドセット（マイク）等）は、補助対象外です。

ただし、導入するICT等システムの運用に必須となるタブレット端末、スマートフォン、ネットワーク環境の整備は対象となります。

例えば、スマートフォンで豚を撮影し、体重を測定するシステムやダッシュボードシステムを導入し、タブレット端末で農場内の温度管理や飼養機器等の稼働状況を集約してモニタリングする等の運用にあたってはスマートフォンやタブレット端末、インターネット等ネットワーク環境が必須と見なされますので、その購入費等は補助対象となります。

なお、システムの運用のため適切に使用しているかどうかの現地確認を実施する場合があります。（タブレット端末へシステムがインストールされているか、実際に使用されているか等）

Q4 導入した機器等の利用料（通信費等）や保守費等は補助対象となるか。

A4

本事業はICT等技術を活用した機械機器等の整備に係る経費が補助対象ですので、整備後も継続して発生する利用料（通信費等）や保守費等は補助対象外です。このため、通信料などの月額利用料は見積もりに含めず、「一式」等のセット販売となっている場合には外す必要があります。

Q5 リース等複数年契約の場合には、補助対象となるか。

A5

本事業では、リース等複数年契約による整備経費は補助対象外です。

Q6 導入を検討しているICT・IoTシステムはアプリ導入のみなら無料と聞いている。この場合に、補助対象はどの部分に対して行われるか。

A6

アプリ導入に併せて必須の機器等の導入がある場合は、「機器等整備費」として補助対象とみなされます。ただし、導入した機器等の利用料（通信費等）等はA4と同様に補助対象外です。

Q7 事業費が補助対象事業費上限額2,500千円を超過する場合に、自己資金比率を上げ

ることで、補助対象とすることは可能か。

A7

可能です。1 受益生産者の総事業費が2,500千円を超過する場合には、補助対象となる事業費の上限が2,500千円となり、その1/2の額が補助額となります。超過した分の額については、自己資金等で実施することになります。